

富士山の登山規制に関する登山者動向調査分析業務仕様書

1 目的

富士登山に関して、従来から、ご来光の時間に見られる山頂付近の過度な混雑や、夜間に休息を取らずに一気に山頂を目指す、いわゆる弾丸登山が問題とされてきた。

これらの課題を解決するため、令和6年度から、新たに制定した山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例等によって、富士登山の時間規制・人数規制を行い、山頂付近の過度な混雑や弾丸登山の抑制を図ることとし、併せて使用料の徴収を行うこととした。

本業務は、こうした背景を踏まえ、富士登山の時間規制・人数規制の実施や使用料の徴収が、富士山における人流の変化及び登山者の動向にどのような影響を与えているかを調査・分析する。

併せて、調査・分析の結果から、富士登山の適正化に向けて、次年度以降にどのような施策を行うことが必要かを検討し、報告書としてまとめることを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和6年12月25日（水）まで

3 調査・分析内容

(1) 富士登山を取り巻く現状の整理

富士登山に関して、以前からどのような問題があり、それらの問題を解決するために山梨県が行った条例制定を含む対策の内容とそれまでの経緯について確認した上で、本業務においてどのような手法により調査・分析を行う必要があるかを整理し、取りまとめる。

(2) 登山者の行動変化分析

① 調査対象期間

令和6年7月1日（月）から令和6年9月10日（火）まで

② 人流データの取得

携帯電話各社の位置データ、GPS、その他の本業務の目的達成に適した方法により、吉田口登山道ほかの人流データを取得する。

なお、データの取得範囲・取得方法・取得期間（2～4週間分目安）については、県と協議の上で決定する。

③ 人流データの分析

取得した人流データと別途発注者より提供する位置情報データを用いて、混雑状況の判定や、混雑しているエリアの時間経過に伴う変化に関する分析手法を設計す

る。また、令和5年度及びコロナの影響を受ける前の令和元年度の人流データとの比較に関する分析手法を設計する。

設計した分析手法について、結果の信頼性等について県の確認を経て実際の分析を行う。

(3) 有識者の意見聴取

人流データ分析の着手前および分析後の各段階で、有識者への意見聴取を実施し、内容についての確認を得る。有識者は2名程度とし、県と協議の上決定する。

(4) 今後の施策のあり方の検討

調査・分析の結果を踏まえ、次年度以降にどのような施策を行うことが必要かを検討し、整理する。

4 調査・分析内容等についての協議

人流データの取得・分析、有識者の意見聴取、今後の施策のあり方の検討を進める際には、随時県と協議を行った上で方向性を確認しながら業務を進める。

5 報告書作成

3の調査・分析結果をもとに、説明資料として、PPT (Microsoft PowerPoint) 及び報告書 (Microsoft Word) に取りまとめ、電子データで提出する。

(1) 報告期限

①中間報告：令和6年10月18日（金）

人流データ分析の経過報告及び今後の施策のあり方についての方向性を整理し、提出する。(PPT)

②最終報告：令和6年12月25日（水）

人流データ分析の結果及び今後の施策のあり方についての結論を取りまとめ、その内容について県の承認を受けた上で報告書として提出する。(報告書、PPT)

(2) 報告書提出先

山梨県富士山保全・観光エコシステム推進グループ

fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp